

議 第 60 号

令和元年9月3日提出

熊本市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正について

熊本市心身障害者扶養共済制度条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

熊本市心身障害者扶養共済制度条例（平成23年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な
認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第11条第2項第2号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（提出理由）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、年金管理者に係る欠格事項を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。